秋田市告示第199号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決 処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年6月12日

秋田市長 穂 積 志

専決第34号

専 決 処 分 書

令和6年度秋田市一般会計補正予算(第1号)の件

上記の件は、次のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条 第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年4月11日

秋田市長 穂 積 志

## 令和6年度秋田市一般会計補正予算(第1号)

令和6年度秋田市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,200千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,069,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (市債の補正)
- 第2条 市債の追加は、「第2表 市債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
		千円	千円	千円	
16 国庫支出金	È	23, 473, 713	52, 800	23, 526, 513	
	1 国庫負担金	19, 993, 297	52, 800	20, 046, 097	
23 市債		12, 357, 600	26, 400	12, 384, 000	
	1 市債	12, 357, 600	26, 400	12, 384, 000	
	歳 入 合 計	143, 990, 000	79, 200	144, 069, 200	

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11 災害復旧費		8, 305	79, 200	87, 505
	2 公共土木施設災害復旧費	1	79, 200	79, 201
	歳 出 合 計	143, 990, 000	79, 200	144, 069, 200

## 第2表 市債補正

お使の日	的	限	度			額	起債の	利率	償還	<i>D</i>	<i>o</i> +	法				
足	起債の	目	ΠIJ	補正前の額	補	正	額	計	方 法	个J 学	頂	還	の	方	佉	
					千円			千円	千円							
公災	共害	土力	に加け	寇 費			26	, 400	26, 400	普通貸借 又 に 証券発行	場合、利率の	の行者 たり 限繰	の他議し財産を	件のし政間し又に場ての及、は	よ合定都びも低るはめ合償し利	。 債るに還くに 銀権。 よ期は借
		計			12, 357, 600		26	, 400	12, 384, 000							